

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置)に係る面談
2. 日時：令和5年3月3日(金)15時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、新井安全審査官、塩唐松係長
高木技術参与(テレビ会議システムによる出席)
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
東京本社 担当2名(テレビ会議システムによる出席)
福島第一原子力発電所 担当16名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(スラリー安定化処理設備の設置)について、令和5年1月27日の面談における原子力規制庁からの指摘等を踏まえ、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 耐震クラス設定方針
 - スラリー閉じ込め機能
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 全体
 - ◇ 高性能容器(HIC)からスラリーを抜き出すエリアのダスト管理方法等、これまでの1F検討会や面談における説明内容から設計や考え方等を変更した点についてその理由もあわせて整理して説明すること。
 - 耐震クラスの設定方針関係
 - ◇ 脱水したスラリーを保管する容器については、設計中であり耐震クラスが設定できないとのことであるが、当該容器に係る記載を省くのではなくその旨を記載するなど、スラリー安定化処理設備に関する設備等についてその検討状況を含め網羅的に記載して説明すること。
 - ◇ 「建屋・設備(グローブボックス含む)」についての耐震クラスは一括りで分類されているが、建屋(エリア)や設備毎に分けて、それぞれに求める安全機能や耐震クラスがわかるよう整理して説明すること。また、換気空調設備の耐震クラスに関して、前回面談において安全機能等を整理するようコメントしたものの、前回同様に当該設備の負圧機能には期待するものの安全機能はなしとしている点について、改めて考え方を整理して説明すること。
 - その他
 - ◇ 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合方針及び措置を講ずべき事項に対する適合方針については、内容の齟齬や前回コメント内容を踏まえて改めて整理した上で、対応方針について記載するよう検討すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6．その他

資料：

- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表(案件：スラリー安定化処理設備)
- 多核種除去設備スラリー安定化処理設備
 - ・耐震クラス設定方針について
 - ・スラリー閉じ込め機能について

参考：

- 福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置）に係る面談（令和5年1月27日）（議事要旨）<https://www2.nra.go.jp/data/000419027.pdf>